

内閣参質二一七第八二号

令和七年四月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「濫用的通報者への対応」については、令和六年十二月二十七日に取りまとめられた「公益通報者保護制度検討会」の報告書（以下「報告書」という。）に記載されている「濫用的通報」の実態は必ずしも明らかでないと認識しており、報告書において「濫用的通報の実態を調査し、その結果を踏まえ、対応を検討すべきである」とされたところである。これを踏まえ、今国会に提出した公益通報者保護法の一部を改正する法律案に盛り込まなかったものである。

二から六までについて

一についてでお答えしたとおり、報告書に記載されている「濫用的通報」の実態が明らかでないことから、お答えすることは困難である。